

## 労務監査チェックリスト（簡易版抜粋）

（作成：澤井）

### 1、労働条件の明示

労働者との契約締結の際、法令に従い労働条件を明示していますか？

労働契約期間、更新がある場合はその基準、就業の場所、従事すべき業務、始業・就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩、休日、休暇、就業時転換、賃金の決定・計算、支払い方法、賃金の締め切り、支払いの時期、昇給（口頭可）、退職（解雇の事由も含む）に関する事項（以上、絶対的明示事項）については書面を交付しなければなりません。

【確認書類】労働条件通知書（雇入通知書）又は雇用契約書

### 2、就業規則

就業規則の作成・届出・周知は適正に行われていますか？

常時10人以上の労働者（パートも含む）を使用している事業所は、就業規則を作成して労働基準監督署に届け出る必要があります。また、届出の際の意見書には、労働者の過半数代表の意見書の添付が必要です。

＜就業規則の周知＞

就業規則及び付随する労使協定等は、常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付け、書面の交付又は電子機器の設置等により、労働者に周知していますか？

就業規則、時間外休日労働に関する協定書、賃金控除、変形労働時間制、フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制、事業場外労働、有給休暇の計画的付与、時間単位年休等

【確認書類】就業規則（届出済印）、各種協定書

### 3、所定労働時間

1週間の法定労働時間は40時間（原則）です。事業所の所定労働時間（休憩時間、時間外労働時間は含まず）は、週40時間以内となっていますか？

一般の事業場…40時間以内

常時10人未満の商業・保健衛生・接客娯楽業…44時間以内

【確認書類】就業規則

### 4、1カ月単位の変形労働時間制

1カ月単位の変形労働時間制を採用している場合、就業規則又は労使協定で法定事項が定められていますか？

【確認書類】就業規則、1月単位の変形労働時間制に関する労使協定

### 5、1年単位の変形労働時間制

1年単位の変形労働時間制を採用している場合、労使協定を締結し、所轄の労働基準監督署へ届け出ていますか？

【確認書類】就業規則、1年単位の変形労働時間制に関する労使協定



## 6、フレックスタイム制

フレックスタイム制を採用している場合、就業規則の条項の設置、労使協定の締結は行っていますか？

【確認書類】就業規則、フレックスタイム制に関する労使協定

## 7、事業場外の裁量労働制

事業場外の裁量労働制を採用している場合、就業規則に条項を設置していますか？

【確認書類】就業規則、（事業場外の裁量労働制に関する労使協定）

## 8、専門業務型裁量労働制

専門業務型裁量労働制を採用している場合、就業規則の設置、労使協定を締結・届出していますか？

専門業務型裁量労働制の締結当事者たる労働者の過半数の代表者は、事業主の意向により選出された者以外の者ですか？

《選出方法》

投票、挙手、過半数の代表であるという事実を証明することのできるもの

【確認書類】就業規則、専門型裁量労働制に関する労使協定、投票の結果等

## 9、時間外労働・休日労働に関する協定書（36協定）

時間外労働・休日労働に関する協定書を届け出していますか？

労働者に、時間外労働及び休日労働を行わせる場合には、過半数の労働者の代表との間で36協定を締結し所轄の労働基準監督署へ届け出なければなりません。

《労働者の過半数の代表の選任の方法》

投票、挙手、過半数の代表であるという事実を証明することのできるもの

【確認書類】就業規則、36協定、投票の結果等

## 10、所定休日

少なくとも毎週1日、または4週間を通じて4日を与えていますか？

【確認書類】労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）

## 11、年次有給休暇

6カ月以上勤務し、全労働日の8割以上を出勤した常用労働者に対して法定の付与日数以上の年次有給休暇を付与していますか？

パートタイマーに対して年次有給休暇を付与していますか？

【確認書類】労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）

## 12、賃金控除

税金や社会保険料といった法令に定めのあるもの以外（生命保険料、食事代、旅行積み立て等）を控除する場合、労使協定を締結していますか？

【確認書類】労働者名簿、タイムカード等、賃金台帳

### 13、最低賃金

時間単価について最低賃金額以上の賃金を支給していますか？

《最低賃金に含まれない賃金》

（臨時に支払われる賃金、1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日労働に対する賃金、深夜割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当）

【確認書類】 労働者名簿、タイムカード等、賃金台帳

### 14、割増賃金

時間外・休日労働や深夜労働（午後10時～翌日午前5時）を行わせた場合に、適正な割増賃金を支給していますか？

《割増率》

法定労働時間を超える時間外労働：2割5分以上

法定休日における休日労働：3割5分以上

深夜労働：2割5分以上

時間外労働が深夜となった：5割以上

休日労働が深夜となった：6割以上

60時間を超える時間外労働：5割以上（一定の中小企業は免除）

60時間を超える時間外労働が深夜となった：7割5分以上（一定の中小企業は免除）

【確認書類】 労働者名簿、タイムカード等、賃金台帳

### 15、健康診断・安全衛生管理体制

常時使用する労働者に対して、年に1回定期健康診断を実施していますか？

パート労働者で、通常の労働者の週の労働時間の4分の3以上の者

人数によって、安全衛生管理体制を設置していますか

《安全衛生管理体制》

大規模事業場…総括安全衛生管理者

50人以上…安全管理者・衛生管理者・産業医・委員会

10人以上50人未満…安全衛生推進者・衛生推進者

【確認書類】 労働者名簿、健康診断個人票

### 16、労働保険の適用

保険関係成立届を提出していますか？

労働保険の年度更新を適正に行っている

原則として週20時間以上の者は雇用保険の被保険者としている

【確認書類】 年度更新控 被保険者確認通知書 労働者名簿

### 17、社会保険の適用

社会保険の適用事業所となっていますか？

毎年算定基礎届を提出している

原則として週の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上となる者について、被保険者としている

